

長期継続契約の議会への報告について

I 平成27年度決算特別委員会附帯決議の内容

- 1 県営住宅神領団地の用地の賃貸借契約に係る借地料については、債務負担行為として定めること
- 2 地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約として締結した契約であって長期にわたり多額の支出を必要とするものについて、速やかに議会に報告すること

II 報告基準等

1 報告対象

- ・契約期間の総額が7千万円以上の契約で新たに契約するもの

(参考) 平成27年12月1日時点の契約済件数

上記基準に該当するもの 35件

- (内訳)・電気の供給を受ける契約 6件
・ガスの供給を受ける契約 3件
・電気通信役務の提供を受ける契約 1件
・不動産を借りる契約 2件
・滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例および同施行規則で定める契約 23件

(電子計算機等借入れ、システム保守、清掃、警備等庁舎保守管理ほか)

2 報告項目

- ①契約担当組織の名称、②契約内容、③契約締結日、④契約期間、⑤契約の相手方、⑥契約金額(総額) 等

3 報告時期

四半期ごととし、当該期間内に対象となる長期継続契約を締結したものを当該期間終了後、すみやかに報告する。

4 報告方法

- ①契約締結後各部局分を四半期ごとに会計管理局でとりまとめ、議長あて提出する。
- ②決算特別委員会(部局別審査)において、前年度1年度分をまとめて各部局から所管分の報告をする。